

- (6) 工事は適切に実施されているか。
- (7) 物品の取得、管理は適正に行われているか。
- (8) 財産の取得、管理は適正に行われているか。
- (9) 行政目的を効果的に達成する体制となっているか。
- (10) 現金収入事務をチェック出来る体制になっているか。
- (11) 公文書の管理は適正か。
- (12) 現金領収書の発行は適正か。

3 監査の結果

○ 報告公表事項
監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。
菊池地域振興局

(1) 不動産取得税（建築分）について、評価時期の遅れにより、賦課期限切れになっているものがある。市町村と連携を密にして、課税客体の把握に努めること。

上益城地域振興局

(1) 土木工事等の調査、測量、指導監督の用務のための旅行をしたときは、日額旅費とすることが、日額旅費支給規程に定められているが、普通旅費が支給されているものがあった。

(2) 道路占用料の納入通知書について、平成12年度の早期に発行すべきものが、平成13年2月及び3月に発行されていた。

(3) 乙女・大沢水地区農免農道整備事業の測量業務委託に係る設計金額について、積算上の誤りがあった。

八代地域振興局

(1) 収入調定書において、首領金額を訂正しているものが17件あった。

(2) 平成12年度の感染性産業廃棄物処理委託等6件の委託事業について、債務負担行為の設定がなされていないにもかかわらず、年度開始前の平成12年3月に契約がされていた。

芦北地域振興局

(1) 個人事業税の賦課決定にあたって、調査が不十分なため、課税標準の誤りが8件あった。

(2) 法人事業税の期限後申告分について、不申告加算金が課されていないものが5件あった。

(3) 林道事業に係る立木補償事務において、検査調書に現地確認写真の添付がされていないなど、事務処理が不適正なものがあった。

球磨地域振興局

(1) 平成12年度のトンネル保安業務委託等6件の委託事業について、債務負担行為の設定がなされていないにもかかわらず、年度開始前の平成12年3月1日に入札が行われていた。

天草地域振興局

(1) 牛深漁港の漁港施設使用料収納事務委託契約は、契約相手方、契約内容、委託料について、熊本県漁港管理条例上の疑義があり、また経費面でも割高となっている。

熊本農政事務所

(1) 土木工事等の調査、測量、指導監督の用務のための旅行をしたときは、日額旅費とすることが、日額旅費支給規程に定められているが、工事に関する旅行命令について、用務を具体的に記載せず、一律に普通旅費で支給されていた。

熊本土木事務所

(1) 河川敷占用許可事務において、申請から約1年後に処理がされているものが4件ある。また、土石採取及び河川敷占用許可に伴う使用料の収入調定事務が遅れている。

(2) 鷲川水門管理委託事業において、変更契約の締結前に、変更に係る事業が着手されていた。

(3) 平成12年度の行政財産使用料の7件（電柱等、27,834円）について、収入手続きがとられず、収入洩れとなっていた。なお、この分は平成13年度において収入となっている。

健康福祉部健康福祉政策課

(1) 熊本さわやか長寿財団からの行政財産使用許可申請（球磨地域振興局保健福祉環境部の庁舎内）に対し、許可行為の事務手続きがなされていないかった。

○ 指導事項

なお、事務監査時において、収入証紙消印記録簿の不備、使用されていない物品の処分、取得用地の未登記の解消等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。